

【写】

令和4年10月31日

石川労働局長

長嶋 政弘 殿

石川地方最低賃金審議会

会長 高見 俊也

石川県百貨店,総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月30日付け石労発0830第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、別紙のとおり結論に達したので報告する。

石川県百貨店,総合スーパー最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
石川県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者  
百貨店,総合スーパー  
に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所  
純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が に掲げる  
産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。  
18歳未満又は65歳以上の者  
雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの  
清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間915円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和4年12月31日